

## 熊谷市立小中学校新校設立準備委員会設置要綱

### (設置)

第1条 熊谷市立の小中学校の統合（以下「統合」という。）を円滑に推進するため、熊谷市立小中学校新校設立準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設置する。

### (名称)

第2条 準備委員会は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 成田小学校・星宮小学校統合準備委員会
- (2) 男沼小学校・太田小学校・妻沼南小学校統合準備委員会

### (所掌事務)

第3条 準備委員会は、次に掲げる事項を協議し、その結果を教育委員会に報告するものとする。

- (1) 統合後の学校の名称、校歌、校章等に関する事。
- (2) 統合後の学校運営及び教育計画に関する事。
- (3) 統合後の通学体制に関する事。
- (4) 統合後のPTA等学校関係組織に関する事。
- (5) 前各号のほか、統合に関し必要な事項に関する事。

### (組織)

第4条 準備委員会は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 統合の対象となる各学校の教職員代表
- (2) 統合の対象となる各学校の保護者代表
- (3) 統合の対象となる各学校の学区内の住民代表
- (4) 前各号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

2 準備委員会は、必要に応じて検討部会を置くことができる。検討部会の構成員は、別途準備委員会が定める者で組織する。

### (委員長及び副委員長)

第5条 準備委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、準備委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、準備委員会において、第3条に定める所掌事務が終了する日までの間とする。

2 委員が欠けたときは、これを補充することができる。

(報酬等)

第7条 委員の報酬及び費用弁償については、無償とする。

(会議)

第8条 準備委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、第1回目の会議は、教育長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

3 会議は、原則公開とする。ただし、公開することが会議の運営に支障があると委員長が認めるときは、会議に諮って非公開とすることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月13日から施行する。